

## 2011年度

|                     |   |    |       |          |
|---------------------|---|----|-------|----------|
| 科目名                 | 自治体行政論A   |    |       |          |
| 担当教員                | 寺村 茂  |    |       |          |
| 配当                  | 人社3   |    | コード   | 23078    |
| 開期                  | 前期  | 講時 | 火曜日3限 | 単位数<br>2 |
| 授業テーマ               | 自治体行政と住民の関わり  |    |       |          |
| 目的と概要               | 地方分権推進法の制定とそれに続く地方自治法の大改正は、国と自治体それぞれの果たすべき役割をより明確にした。又、住民も、住民監査請求や住民投票のように身近な行政主体としての自治体の各種政策について積極的に関わる傾向にある。平成の大合併が粗方片づいた今日、道州制構想や府県の広域連合の発足に見られるように新たな地方分権が模索されている。本講ではこのような認識の下に、自治体行政の基礎的なことについて私たちの日常生活と関連付けながら講義します。 |    |       |          |
| 成績評価法               | テストの成績(35%)に、レポート(35%)、平常点等(30%)を加味して総合評価します。   |    |       |          |
| テキスト                | 一番やさしい地方自治の本/平谷英明/学陽書房  |    |       |          |
| 参考書                 | 自治体・住民の法律入門(岩波新書)/兼子仁/岩波書店<br>資料から読む地方自治/岡田彰、他/法政大学出版局  |    |       |          |
| 履修に当たつての注意・助言 /準備学習 | 出来るだけ、六法(出版社を問わない)を授業に持参してください。<br>新たに購入する場合は、「三省堂 新六法」を推薦します。<br>講義の終わりに次回講義の内容を指示します。それについて教科書の該当箇所を一読しておくこと。   |    |       |          |
| 講義計画                |   |    |       |          |
| 第1回 地方自治とは          | 地方自治はなぜ必要か 地方自治の現状と問題点  |    |       |          |
| 第2回 日本国憲法と地方自治      | 日本国憲法で保障されている地方自治の意味  |    |       |          |
| 第3回 地方自治に関する法のしくみ   | 憲法、法律、条例の関係 地方自治法とは   |    |       |          |
| 第4回 条例              | どのようにして条例は作られるのか いろいろな条例  |    |       |          |
| 第5回 地方公共団体の種類       | 地方公共団体は都道府県と市町村だけではない   |    |       |          |
| 第6回 国の役割、自治体の役割     | 国、都道府県、市町村はどのようなしごとをするべきか   |    |       |          |
| 第7回 自治体のしごと         | 自治事務、法定受託事務とは   |    |       |          |
| 第8回 自治体財政のしくみ       | 国の財政と自治体財政の違い 予算のしくみ  |    |       |          |
| 第9回 地方税・補助金・地方債     | 自治体の収入と借金 自治体間にも格差がある   |    |       |          |
| 第10回 自治体財政の健全化      | 自治体も破産する  |    |       |          |
| 第11回 議会             | 地方議会のしくみ 国会との違い   |    |       |          |
| 第12回 長              | 自治体の長は国における内閣総理大臣と同じか   |    |       |          |
| 第13回 長と議会の関係        | 長と議会が対立したら 長のできること 議会のできること   |    |       |          |
| 第14回 行政委員会、審議会      | 住民の意見を聴こう   |    |       |          |
| 第15回 地方公務員とは        | 地方公務員の権利と義務   |    |       |          |